事　務　連　絡

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成３０年９月１３日

　熊本市保健所長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　熊本県健康福祉部健康局

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　医療政策課長

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る

療養費に関する受領委任制度の導入等について（依頼）

　このことについて、国保・高齢者医療課から、別添チラシによりあ・は・き施術所に周知されております。

　つきましては、本制度の導入により受領委任の申請書類の添付書類として、開設届の副本の写しが必要となることから、当該写しを紛失した施術者から求めがあった場合は、本人確認後、開設届の写し又は開設証明書（参考）の交付等により対応いただきますようお願いします。

【問合せ先】

担当

　医療政策課総務・医事班

　引方・浦（内線　７２２８）